

芦屋市教育委員会 後援名義使用承認について（申請者の皆様へ）

芦屋市教育委員会では、当委員会が行う事務等に関連し、それらの充実、発展又は振興に寄与し、本市教育委員会の中立性・公平性・公正性を損なうおそれがないと認められる行事を対象に、後援名義の使用を承認しています。

芦屋市教育委員会が後援名義の使用を不承認する事業の基準について、より具体的な例をご紹介します。

不承認の場合でも、行事等の開催を妨げるものではありません。

	不承認基準	説明	不承認のケース
1	営利を主たる目的とするもの	事業の主な目的が、参加費や物品販売等によって利益を得ることにある場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の新製品PRを兼ねた有料セミナー ・特定の商品の販売促進を目的とした展示即売会 ・参加者から高額な参加費を徴収し、その大部分が主催者の利益となるイベント
2	特定の政党その他の政治団体の利害に関するもの	特定の政党や政治団体の活動を支援・推進する目的で行われる事業。	<ul style="list-style-type: none"> ・政党の政策発表会や候補者応援演説会 ・政治活動を目的とした集会やデモンストレーション
3	特定の宗教・宗派・教団等の利害に関するもの	特定の宗教団体やその教義を広めること、またはその団体の活動を支援することを主たる目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の宗教団体の布教活動や啓蒙セミナー ・宗教儀式への参加を促すイベント ・特定の宗教団体が主催する物品販売会
4	暴力団、その構成員又はその密接関係者の利益になる又はおそれがあると認められるもの	暴力団等に関する団体や個人が、その活動資金を得たり、影響力を拡大したりすることに繋がる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団関係者が関与するイベントや興行 ・反社会的団体の資金獲得を目的とした活動
5	参加者に対する経済的負担が過重なもの	参加費や教材費などが、事業内容や公益性と比較して著しく高額である場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・内容が一般的な講演会であるにも関わらず、極端に高額な参加費を設定している場合 ・必須ではない高額な物品購入を参加条件としている場合
6	参加者を限定しているもの	一般市民の参加機会が限られている事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の企業の従業員のみを対象とした研修会 ・会員限定の交流会やセミナー（ただし、市民向けの公開講座や、一部の専門家を対象とする場合でも、その専門性が広く市民の利益に資すると認められる場合はこの限りではありません。）
7	個人または特定の団体等の宣伝や会員取得行為をするもの	主催者自身の宣伝や、会員募集などを、市の後援名義を借りて行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・主催団体の団員募集を主目的としたイベント ・後援名義を利用した、主催者個人の営利目的の物品販売やサービス提供 ・教育委員会の後援を謳い、特定の営利団体への入会を募る行為 ・団体の宣伝や会員の勧誘に繋がるイベント ・個人コンサートへの動員等
8	原則として、団体の所在地及び開催地が県外であるもの	団体の所在地及び開催地が県外であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・県外の団体が、県外で事業を開催する場合 ・県外の団体が、オンラインでの開催イベント
9	教育委員会の施策や事業の推進の方向性に鑑み、後援することが適当でないと思えるもの	教育委員会が現在推進している教育・文化施策や事業の趣旨と合致しない、あるいはそれに反する可能性がある事業	個別に判断
10	その他後援することが適当でないと思えるもの	公序良俗に反する内容、教育委員会としてふさわしくないと判断される内容を含む事業。	<p>上記のいずれにも明確に該当しない場合でも、教育委員会が総合的に判断し、後援することが適切でない、もしくは教育に関わりのない事業と判断した場合には、承認されないことがあります。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人に対して金融や投資に関する内容がふくまれている事業 ・フリーマーケットやマルシェ等の事業